

令和3年 第1回定例会

(令和3年3月19日～3月30日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

令和3年第1回定例会会議録目次

第1号（3月19日）（金曜日）

1.	開 会	-----	6
1.	開 議	-----	6
1.	会議録署名議員の指名	-----	6
1.	諸般の報告	-----	6
1.	議会運営委員長の報告	-----	6
1.	会期及び会期日程の決定	-----	7
1.	議事日程の報告	-----	7
1.	議 事	-----	7
1.	議案第1号上程	-----	7
	提案理由説明・質疑・付託		
1.	議案第2号上程	-----	11
	提案理由説明・質疑・付託		
1.	散 会	-----	18

第2号(3月30日)(火曜日)

1.	開 議	-----	2 4
1.	議事日程の報告	-----	2 4
1.	議 事	-----	2 4
1.	議案第1号上程	-----	2 4
	総務委員長報告・質疑・討論・表決(原案可決)		
1.	議案第2号上程	-----	2 5
	総務委員長報告・質疑・討論・表決(原案可決)		
1.	閉 会	-----	2 8

令和3年第1回定例会会期日程表

月 日	曜日	会 議	事 項	備 考
3月19日	金	本会議（第1日）	令和2年度補正予算 （提案理由説明、質疑、付託） 令和3年度予算 （提案理由説明、質疑、付託）	
3月20日	土	休会		
3月21日	日	休会		
3月22日	月	休会	※一般質問通告期限（正午）	
3月23日 ～ 3月29日	火 ～ 月	休会		
3月30日	火	本会議（第2日）	令和2年度補正予算 （委員長報告、採決） 令和3年度予算 （委員長報告、採決）	
※会期 3月19日から3月30日までの12日間				

令和3年第1回定例会議案

議案

議案第1号 令和2年度北薩広域行政事務組合補正予算（第4号）

議案第2号 令和3年度北薩広域行政事務組合予算

令和3年北薩広域行政事務組合議会第1回定例会会議録第1号

令和3年3月19日（金曜日）

会議の場所 環境センター（3階大会議室）

出席議員 10名

1 番	川 上 洋 一 議員
2 番	上須田 清 議員
3 番	池 田 安 彦 議員
4 番	竹 原 信 一 議員
5 番	北御門 伸 彦 議員
6 番	二階堂 猛 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	道 上 正 己 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 椎 木 伸 一
代表監査委員 大 堂 充 博

副理事長 西 平 良 将
理 事 川 添 健
会計管理者 田 口 宏 幸

議会事務

書記長 畠 山 義 昭
次長 華 野 順 一

事務局

柿 木 彰 事務局長
松 崎 浩 幸 総務課長
桐 原 祐 吉 施設管理課長
中 村 孝 文 総務課技術主幹
濱 畑 信 一 総務課主幹兼庶務係長（議会事務併任）
山 下 陽 一 総務課施設整備係長
松 本 修 一 総務課介護認定審査係長
竹 林 純 哉 施設管理課環境センター管理係長

中 川 淳 一 施設管理課主幹兼リサイクルセンター管理係長
西 田 清 一 施設管理課主幹兼衛生センター管理係長
西 村 典 剛 総務課施設整備係主査（議会事務併任）

付議した事件

議案第 1 号 令和 2 年度北薩広域行政事務組合補正予算（第 4 号）
議案第 2 号 令和 3 年度北薩広域行政事務組合予算

午前10時00分 開 会

《開 会》

(木下孝行議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。これより、令和3年北薩広域行政事務組合議会第1回定例会を開会いたします。

《開 議》

(木下孝行議長)

これより本日の会議を開きます。

《会議録署名議員の指名》

(木下孝行議長)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、3番、池田安彦議員、4番、竹原信一議員を指名いたします。

《諸般の報告》

(木下孝行議長)

諸般の報告を行います。

令和2年第4回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

監査委員から提出のありました定期監査の結果及び理事長から提出のありました諸会議の出席報告については、議席に配付しておきました。

これで、諸般の報告を終わります。

《議会運営委員長の報告》

(木下孝行議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(議会運営委員長【中嶋敏子議員】)

おはようございます。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、会期日程について申し上げます。3月20日から3月29日までは、休会とします。

3月30日は、本会議第2日の会議を開き、一般質問及び休会中審査事件の委員長報告の後、採決を行います。また、新たに議案等があったときは、この日に上程することといたします。

なお、一般質問の通告期限は3月22日正午までとなります。質問される方は通告書に所定の事項を記載し、提出されるようお願いいたします。

以上のことから、本定例会の会期は、本日から3月30日までの12日間と決めました。

次に、本日の議事日程について申し上げます。

日程第3の令和2年度補正予算議案及び日程第4の令和3年度予算は、個別に上程します。

いずれも提案理由説明の後、議案に対する質疑を行い、質疑の後、総務委員会に付託いたします。

皆様の御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

《会期及び会期日程の決定》

(木下孝行議長)

日程第2、会期及び会期日程の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月30日までの12日間とし、会期日程については、配付してあります会期日程表のとおりとすることに決定しました。

《議事日程の報告》

(木下孝行議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めました。

《議 事》

(木下孝行議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第3 議案第1号 上程》

(木下孝行議長)

日程第3、議案第1号、令和2年度北薩広域行政事務組合補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

おはようございます。新しい施設での初めての本会議ということでございます。これまでの皆様の御理解、御協力に対しまして改めて感謝申し上げます。

それでは、ただいま上程されました、令和2年度北薩広域行政事務組合補正予算（第4号）について、提案理由を説明します。

今回の補正予算は、平成28年度から令和2年度までの5年間にわたり継続費を設定し、整備を進めてきました新焼却処理施設整備事業のほか、各種事業等の確定見込みにより、歳入歳出予算及び継続費の補正をするものです。

歳出においては、人事院勧告に基づく職員給与費の調整、介護認定審査会及び新焼却処理施

設整備事業費等の確定見込みにより調整を行い、また、歳入においては定期預金利子の確定見込みによる調整のほか、九州電力系統連系工事費負担金精算金等を新たに計上し、これらの補正に伴い、市町負担金を調整するものです。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳出から説明します。

12ページをお開きください。

第1款議会費では、60万円を減額するもので、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、議員視察研修が中止されたことから費用弁償を調整するものです。

次に、第2款総務費では、26万4,000円を減額するもので、人事院勧告に基づく期末手当の改定に伴う調整と、議員視察研修随員職員の旅費を調整するものです。

なお、今回の補正のうち職員給与費の補正は、全て人事院勧告に基づく調整となりますので、以下の説明は省略させていただきます。

第3款民生費では、410万7,000円を減額するもので、介護認定審査会の開催回数の確定見込みによる報酬の調整及び新型コロナウイルス感染防止のため、対面審査から書面審査に変更したことによる費用弁償の調整をするものです。

第4款衛生費、1項1目じんかい処理費では、1億691万5,000円を減額するもので、施設管理費の財源変更は、昨年7月の熊本豪雨災害で被災した芦北町から依頼のあった災害廃棄物を、現環境センターで受け入れたことによる歳入に伴うものです。

新焼却処理施設整備事業費においては、平成28年度から整備を進めてきましたごみ処理施設建設工事費等の令和2年度分の確定見込みにより調整をするものです。

これに対する歳入ですが、10ページをお開きください。

第7款諸収入、1項1目預金利子の補正額178万9,000円は、定期預金利子の確定見込みによる調整をするものです。

2項1目雑入の補正額499万2,000円は、令和元年度に概算で支出していた九州電力系統連系工事費負担金の精算及び先ほど、歳出の財源変更で申しあげました芦北町からの災害廃棄物の処理委託料を新規に計上するものです。

第1款分担金及び負担金では、これまで説明しました歳入歳出予算の補正に伴い、構成市町負担金を調整し、合わせて1億1,373万1,000円を減額するものです。

以上が歳入歳出補正予算の概要になりますが、今回の補正額は、1億695万円の減額で、これにより予算規模は、40億7,552万5,000円となるものです。

次に補正予算第2条の継続費の補正について説明します。4ページをお開きください。

平成28年度から整備を進めてきました新焼却処理施設整備事業の確定見込みにより、令和2年度の年割額34億3,942万円を1億180万5,000円減額し、33億3,761万5,000円に変更し、これにより総額を、96億4,100万円から95億3,919万5,000円に変更するものです。

以上が補正予算（第4号）に係る提案理由となります。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

（木下孝行議長）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、総括質疑に入りますが、質疑をされるときは、簡潔にお願いします。

細部にわたっては、総務委員会において審査いたしますので、大綱についての質疑をお願いします。

なお、質疑回数は、3回以内とします。

質疑を許します。

(宮田幸一議員)

11ページの諸収入のところの九州電力との系統連系の金額なんですが、これは前もっていろいろ話をされていれば、どうしてこれだけの差額がでるのか。なぜかと言いますと、私、小水力発電で九電とのやり取りをしたものですから、こんだけの当初の予定よりもこれだけ幅が広がるということはちょっと考えられないので、どういう当初、話を九電さんとされて、そして、どういう経緯によってこの金額になったのかを教えてください。

(椎木伸一理事長)

宮田幸一議員の方から九州電力への系統連系工事費の負担金への経緯等についての御質問です。詳細については事務局から答弁をさせます。

(柿木彰事務局長)

お答えいたします。本組合が設置します、新環境センターの売電については、九州電力の電力系統である送電網を利用して行うことから、工事費を負担する必要がございます。この工事費につきましては、工事着手前に概算費を支払うこととなっております。そのときにお支払いした概算費用が3,216万6,487円ございました。これを元年度に支払っております。その工事が昨年9月末に終了し、通電後でしか精算ができないという九電側の説明でございましたのでその概算工事費から差し引いた精算額の434万4,000円を歳入として受け入れたものでございます。

(宮田議員)

九電と話をされたとき、概算費で払われたというんですが、そのときに多分九電さんの送電線につながるの、ここ1社だったんですか。例えば通常だと何社かがあるとその概算費を割り当てて発電量によってそして系統していくから、こんだけの差額は出なくて私が小水力をした時は逆に言うと追加金が発生してその追加金を抑えるために我々は苦労して国の方をお願いに行って、要するに、東北の大震災によった後の再生可能エネルギーでがんばっているんだからこの分は国の方で面倒見てほしいということで経済産業省の方に出向いて行って、その追加金を抑えてもらった経緯があります。ですから逆に概算があまりにも大きくてそのあと400万円を超えるものが精算のため返還されたということはちょっといただけない事務処理なのかなと思うので聞いてるんですが、その辺いかがなんでしょうか。

(柿木彰事務局長)

この連系を九電にお話をする時に、九電側から説明がありましたのが、うちの事業所のほか、太陽光発電所が10数社あるということで、この概算になったということでございます。

(宮田議員)

私の時もそうだった。太陽光発電があったということであれば、そこでしていて、これ返ってきたということになると、予定していたよりもたくさんの、要するに太陽光発電事業者が増えてきてその人たちの割当金が出たから余ったっていうなら理解できるんですよ。私が小水力をした時は逆に太陽光発電の人が2社減ったために結局連系する金額は九電が示した一緒の金額ですからその分を多く負担しないといけないということで、小水力の時は増額になってそれを経済産業省に再生可能エネルギーのための支援をしてくださいということでやった経緯があるんですけど、今のままでいくと余ったということは、じゃあ太陽光発電の事業者が九電さんと当初話をされた時も増えたから割当金が減ってこの返済金が来たというふうに理解してよろしいんでしょうか。

(柿木彰事務局長)

うちのほかですね、太陽光発電事業所の最終的な数については九電の方からは聞いておりません。

(木下孝行議長)

ほかに質疑ありませんか。

(中嶋敏子議員)

職員給与カット、期末手当の人事院勧告も基づくものだと思いますけれども、これは会計年度任用職員は含まれないのかということと、あと介護保険の業務費の方で、審査会の開催日数の減に伴う調整だと報告されましたけれども、開催日数減の理由がどういうものか、審査件数が少なかったのか、コロナの関係で書面開催にされたっていうのはありましたけれども、すべて理由はそうなのかですね、それと審査結果に何か目立った特徴があれば教えてください。

(柿木事務局長)

まず職員給与費の人事院勧告に伴う調整の対象でございますが、会計年度任用職員は対象ではございません。それと介護認定審査会の件でございますが、開催回数が当初256回を予定しておりましたが、それが221回と見込んだことから35回の減分を減額補正したものでございます。その主な要因としましては平成30年度から更新期間の期間延長が3年とされておりまして、更新申請の件数が減っていることが主な要因と考えております。ただし本年度についてはですね、コロナ禍にありまして、昨年と比べますと数値にちょっと異例な数字が出ている状況でございます。更新申請としまして令和3年1月末現在を見ますと前年同月比としまして、328件の申請が減でございます、1月末現在で2,816件という状況でございます。また認定状況については、36月まで更新可能でございますが基本的には36月までの延長が少ないという状況でございます。

(中嶋敏子議員)

出水市議会の方の予算審査の時にですね、要支援者の割合が非常に増えてきているというふうな報告があったんですけど実態としてそうなのか確認をさせてください。

(柿木事務局長)

お答えをいたします。令和2年度1月末現在では要支援1から要介護5までである程度同数で推移をしておりますが、増えたのが要介護1、逆に減ったのが要介護2というのが状況でございます。要介護状況については総数としまして令和元年度が6,123件でしたが、2年度の1月末現在では6,168件という状況でございます。

(木下孝行議長)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております令和2年度北薩広域行政事務組合補正予算(第4号)につきましては、総務委員会に付託します。

《日程第4 議案第2号 上程》

(木下孝行議長)

日程第4、議案第2号、令和3年度北薩広域行政事務組合予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました、令和3年度北薩広域行政事務組合予算について、提案理由を説明します。

平成28年度から整備を進めてきました新焼却処理施設については、ごみ処理施設が本年3月末で完成し、全ての工事が完了する運びとなりました。

新しい施設は、「エネクリン北薩」の愛称で、本年4月1日の稼働に向けて、現在試運転を行い、準備を進めているところです。

この施設の完成により、引き続き本組合がごみ処理を担っていく環境が整ったものと考えており、これも建設地となった地元をはじめ、新焼却処理施設建設に携わっていただきました皆様方の御理解と御協力によるものと深く感謝いたします。

令和3年度北薩広域行政事務組合予算については、ごみ処理施設建設が終了したことにより、予算規模は前年度と比較し、大幅に縮小していますが、これまでと同様に、北薩管内の地域の方々、安心して快適な生活ができるよう、ごみ処理や介護の認定審査業務等に必要な予算を計上しました。

それでは、令和3年度の歳入歳出予算について説明します。

総額は8億1,640万1,000円となっており、前年度当初予算と比較しますと、新焼却処理施設の整備を終えたことなどから33億7,405万8,000円、率にして80.5パーセントの減となっています。

歳出予算の主なものですが、ごみ処理に係る予算では、新たに稼働する新環境センターの運転管理業務委託等の予算を計上したほか、引き続き既存のリサイクルセンター、衛生センターの維持管理及び令和4年度からの運転管理業務委託に係る予算を計上しました。

新環境センター関係では、施設の適正な運営に当たり、周辺的生活環境保全に資するため、公害防止協定を締結した木佐木野区、長谷区、桑原城上区、大久自治会及び久木野自治会の関係5集落との連絡協議機関として設置する菜切地区環境保全協議会の経費を計上するほか、地域に親しまれる施設として運営するため、地元関係5集落と組合職員との共同による新施設の環境美化活動経費を計上しました。

また、ごみ減量化に向けた対策として、事業系ごみの適正区分・適正処理をより一層推進するため、ごみ調査員の会計年度任用職員経費を計上しました。

一方、現環境センター関係では、現在のところ、現施設については解体する方針としています。そのための基本計画策定業務委託料を計上したほか、これまで施設所在地交付金等の対象となっていなかった施設周辺に位置する阿久根市の大下区及び内田区に対して、長年の施設稼働への御理解・御協力に対し、令和3年度に限り過年度施設稼働協力金を計上しました。

そのほか介護保険の認定審査業務費及び障害判定業務費については、現在、コロナ禍で対面審査ができず、書面審査による状況が続いていますが、これまで同様、委員の報酬、費用弁償等を計上しました。

歳入予算では、使用料及び手数料について、令和3年度から施設使用料を見直すことなどから、前年度比74.3パーセントの増を見込み、また、諸収入については、不用品の売払単価が下落傾向にあり、その収入が落ち込むことが予想されますが、一方で新しいごみ処理施設での売電収入が見込まれることから、前年度比42.5パーセント増で計上しました。

私からは以上ですが、構成市町には令和3年度も少なからず負担をお願いすることになりますことから、予算の執行に当たっては、緊急性及び重要度等を勘案し、限られた財源の効率的な執行に努めていきますので、御理解と御協力をよろしくお願いします。

そのほか予算の主な事業内容等につきましては、この後、事務局長から説明させますので、よろしく願いいたします。

(柿木彰事務局長)

それでは、令和3年度北薩広域行政事務組合予算の主な事業内容等につきまして、歳入歳出予算事項別明細書に基づき、歳出の方から御説明します。

なお、職員給与費については、後ほど、給与費明細書により一括して御説明します。

14ページ、15ページをお願いします。

第1款議会費では、議員報酬のほか、議会活動に伴う旅費等を計上しました。

次に、第2款総務費、総務管理費の一般管理費では、総務一般管理費におきまして、事務局で管理する公用車や業務執行に要する事務経費を計上するほか、管理棟の清掃・警備業務委託料、構成市町からの派遣職員の退職手当負担金等を計上し、次の職員厚生費におきましては、職員の健康診断委託料等を計上しました。

次に、監査委員費では、監査委員報酬のほか、例月出納検査等の監査事務費を計上しました。

次のページをお願いします。

第3款民生費、介護保険業務費では、認定審査業務費及び障害判定業務費におきまして、各

審査会に係る委員報酬のほか、開催事務費等を計上しました。

次に、第4款衛生費、清掃費のじんかい処理費では、環境センター管理費、一般管理費におきまして、先ほど、理事長から説明がありましたとおり、新環境センターの施設運営に当たり、施設周辺的生活環境保全に資するため、地元菜切地区5集落の木佐木野区、長谷区、桑原城上区、大久自治会及び久木野自治会との環境保全協議会の経費を計上するとともに、新施設の環境美化活動を通して地元との交流を図り、地元で親しまれる施設を目指すため、地元5集落に対する環境美化協力金を計上しました。

施設管理費におきましては、計量事務補佐員及びボイラー・タービン主任技術者に加え、事業系ごみの減量・適正化を目的に、ごみの内容物を調査し実態を把握するためのごみ調査員3人分の会計年度任用職員報酬等を計上するほか、次のページをお願いします。

委託料として、新施設分では運転管理業務、ダイオキシン類、水質、ごみ質、ばい煙等の測定分析業務のほか、自動扉、エレベーター、ボイラー設備等の保守点検業務委託料を計上しました。

また、旧施設分では、計画埋立量に達した最終処分場については、覆土のうえ令和2年度末をもって埋立てが完了するところですが、処分場から排出される浸出水については、法令等の基準を満たすまで、適正に処理する必要があることから、浸出水処理施設に係る水質分析、電気工作物保安管理業務委託等の経費を計上しました。

なお、新環境センターの稼働に伴い旧施設である焼却処理施設等については、老朽化に伴う今後の維持管理等を考え、現在のところ解体する方向です。解体工事に向けた発注仕様書の作成やダイオキシン類調査のための解体基本計画策定業務委託料等を計上しました。

環境センター維持補修費におきましては、新旧施設において、化学的酸素要求量を測定するCOD計のオーバーホール等の経費に加え、旧施設の最終処分場については、遮水シート2層のうち、上層部に損傷箇所が確認されたことから、補修経費を計上しました。

次に、施設所在地交付金におきましては、これまで施設所在地交付金等の対象となっていなかった大下区と内田区に対して、長年にわたる施設稼働への御理解・御協力に対し、令和3年度に限り交付する過年度施設稼働協力金を計上しました。

次に、リサイクルセンター処理費では、リサイクルセンター不燃物処理費の不燃物処理一般管理費におきまして、公用車等の維持管理経費のほか、購入から12年を経過した複写機の更新経費を計上し、次の不燃物処理施設管理費におきましては、令和4年度からのリサイクルセンター及び衛生センター運転管理業務委託に係るプロポーザル審査会委員報酬等を計上したほか、清掃、電気工作物保安管理業務委託料等を計上しました。

次に、リサイクルセンター不燃物処理施設維持補修費におきましては、経年劣化により補修が必要なトラックスケールデータ処理装置取替等の経費を計上しました。

次に、リサイクルセンター資源化処理費におきましては、計量事務を行う会計年度任用職員の報酬等のほか、施設運転管理業務、次のページになりますが、廃乾電池・蛍光灯の再生処理業務委託料等を計上しました。

次に、リサイクルセンター資源化処理施設維持補修費におきましては、補修用原材料費を計上しました。

次に、し尿処理費、衛生センター管理費では、一般管理費におきまして出水干拓東土地改良区負担金等を計上し、次の施設管理費においては、光熱水費、A重油等の燃料費、処理に係る

薬品費及び衛生センター運転管理業務等の委託料などを計上しました。

次に、衛生センター維持補修費では、前処理設備・オゾン設備・焼却設備補修等の維持補修費を計上しました。

次に、第6款公債費では、定時償還に係る元金及び利子等を、第7款では予備費を計上しました。

次に、職員給与費について説明します。

26ページをお願いします。

2の一般職(1)総括をご覧ください。

令和3年度は会計年度任用職員を含め職員数は25人、給与費は共済費を含め1億7,213万9,000円となり、対前年に比べ1人増、金額にして1,405万9,000円の減となりました。

その内訳は、右側の27ページをご覧ください。

アの会計年度任用職員以外の職員については、令和3年度が19人、給与費は共済費を含め1億5,807万3,000円となり、対前年に比べ1人減、金額にして1,693万7,000円の減となりました。これは、新焼却処理施設整備事業の完了に伴い派遣職員が1人減ったこと。また、職員の早期退職に伴い新採職員の給与を計上したことによるものです。

次に、会計年度任用職員については、令和3年度が6人、給与費が共済費を含め1,406万6,000円となり、対前年に比べ2人増、金額にして287万8,000円の増となりました。これは、新焼却処理施設整備事業の完了に伴い、これまで建築士として採用していた職員が1人減となり、逆にごみ減量化に向けたごみ調査員を3人雇用することから、差し引き2人増となったものです。

次に歳入について御説明します。

10ページ、11ページにお戻りください。

第1款分担金及び負担金では、各市町負担金のほか、リサイクル処理施設に係る地方交付税分の負担金を計上しました。対前年比、22億4,363万3,000円の減となりましたが、これは、新焼却処理施設整備事業の完了に伴うものです。

次に、第2款使用料及び手数料では、環境センター、リサイクルセンターの使用料及び各施設の行政財産目的外使用料を計上しました。対前年比、2,759万6,000円の増となりましたが、これは、令和3年4月から環境センターの可燃ごみ及びリサイクルセンターの不燃ごみの料金改定によるものです。

次に、第5款財産収入では、旧衛生センター管理道路敷地の貸付料を計上し、第7款諸収入では、預金利子のほか、雑入として、環境センター分では、新たにごみ処理施設売電収入を計上するほか、次のページになりますが、リサイクルセンター不燃物処理施設分として、鉄、アルミ、古紙等の売払収入等を計上しました。

以上が、令和3年度当初予算の主な事業内容等の説明でございます。

よろしくをお願いします。

(木下孝行議長)

以上で提案説明が終わりました。

これより総括質疑に入りますが、質疑をされるときは、該当ページを示していただき、簡潔

をお願いします。

細部にわたっては、総務委員会において審査いたしますので、大綱についての質疑をお願いします。

なお、質疑回数は3回以内とします。

質疑を許します。

(宮田幸一議員)

私どもの出水市議会はまだ終わっておりません。そこに令和3年度の北薩広域事務組合予算が提出されました。そこで予算編成権は地方公共団体の長のみ認められていますので、理事長にお尋ねをいたします。

地方自治法の改正により、一部事務組合も一つの地方自治体とみなすとあることから、地方自治法を調べてみました。地方自治法の第211条には、縮めて言いますけれども、色々書いてありますけれども、議会の議決は、予算成立の絶対条件であると。そうであるから、議決をもって成立した予算は、執行されるとあります。ただしこのことを例外として認めることがあります。一つは地方自治法の177条の原案執行、それから179条の専決処分であります。この中身のことは、理事長も良くご存じだから、説明を省きますが、そういう専決処分、または、原案執行するような、今出水市議会はありません。議会は、予算は23日をもって予算の議決をするんですが、それが議会の議決を経ないで、ここに令和3年度の北薩広域行政事務組合予算と出された、このことを私の勉強不足だと思うんですが、よく分からないので、何の法律の第何条の規定によって、こういうことが出来るものなのかを教えてください。

(椎木伸一理事長)

はい。市町の議会とこの広域議会、この当初予算の提案の仕方の疑義でございますけれども、この当初予算についての提案は、おっしゃるように構成市町の議決前でございます。委員会審査を経て議決は2日目の予定でございます。構成市町の議決後となるので、問題は無いものというふうに考えておりますけれども、地方自治法等に一部事務組合の予算について、構成市町の議決を経なければ出来ない旨の明確な規定があれば、それに従いますけれども、それがなければ、違法性を問われることはないというふうに考えております。詳細については、事務局の方から答弁をさせます。

(柿木事務局長)

はい。宮田議員から御質問のありました件につきましては、全国市議会議長会、また、県の市町村課にも照会をしたところでございます。法律等の問題はないと、特に禁止規定の制約等ないということで、現に鹿児島県内においても構成市町の議決前に提案をしている自治体等もあり、一部の広域においては、構成市町の議決前に議決までしている事務組合もあるとお聞きしております。

なお、先ほど理事長からありましたように、先の定例会におきまして、組合の脱退に伴う議案を出しましたが、その議案につきましては地方自治法の中で明確に加入団体の議決後にしなさいという規定がございます。予算等については、そういった規定は、地方自治法にはないということでございます。

(宮田幸一議員)

地方自治法にある部分でいきますと、私が今質問しているのは、出水市議会が終わらないことには議会の議決を経てないわけですから、地方自治法に第211条では、ちゃんと議会の議決をしないと予算を執行してはならないとあるわけですから、ここの縛りからみると、予算が執行されてないのに北薩広域事務組合の方にはこうしたと、でも地方自治法をみるとこっちにやっていけないという記載が地方自治法の中になくからやるんだと言われるけれど、でも一方ではちゃんと議会の議決をもって予算は執行するとなってるわけですから、出水市議会の予算を広域の方に執行するという事は、私はここの部分で抵触するじゃないかなと思うんですが、その書いてないからどうこうじゃなくて書いてある部分を私は重んじてやるべきだと、ただ、ほかのところの一部事務組合であるところには、こういうやり方をやっているんだとおっしゃいますけど、じゃあ他の所が間違っただけをやれば内もやっていいんだと聞こえかねないので、やはりそこはきちっと、ここは構成市が2市1町でやっていますのでその辺は十分議論をされて、そして地方自治法をきちっと読んで、そしてこういうことをとられるのが住民のためのちゃんとした手続になると思うんですが、理事長はいかがお考えでしょう。

(椎木伸一理事長)

仮に構成市町が異なる議決をした場合は、補正予算でという対応も最終的には考えられるわけですがけれども、私どもは基本的には国の予算もそうでありまして、お互いの信頼関係の中で、そういった法の中にですね、照らしながら実施しているわけでございます。例えば歳入予算は、収入の見込額を基に編成しておりますけれども、必ずしも確定しているものではないわけでありまして、構成市町の負担金につきましても執行部が負担金を予算計上し議会に提案している状態であるわけですので、議決はされていないけれども負担金の収入が見込まれる状態にあるというふうに考えて対応しているところでございます。確かに地方自治法の211条に基づいてですね、年度開始前の20日までに当該予算を議会に提出する必要があるわけでございます。今回私どももそういった意味で3月12日に送付をさせていただいて、提出日は3月19日ということにさせていただいているところであります。

(宮田幸一議員)

よく理解してらっしゃらないかなと思うんですが、地方自治法に書いてある。まずこれ構成市で構成しているっていうのはお分かりだと思うんですが2市1町で、だったらもともと構成された一つの、私の場合は出水市議会に所属していますが、出水市議会ではちゃんとまだ議会の議決はやってないんです。23日ですよ。ですから211条を読む限りはですね、議会の議決を経ていない予算は執行できないとなっていて、それで議会が議決してないのはじゃあ北薩広域行政事務組合に送ったってことは、ちょっとこれは的外れなんじゃないかなと私は思っているんです。ですからその辺の理解力がないということなのかなと、だから他がやってるから、他っていうのは北薩広域行政事務組合以外はやっているんだからというのは理由にならないと思うんです。だからやはりきちっと法に基づいた手続をされるのが一番ベターじゃないかなと思いますので、構成市、そこ3人いらっしゃいますので、いますぐされなくてもいいですが、今後は2市1町の地方公共団体の長さん同士でちゃんと協議をされて、こういう予算を提出さ

れることをお願いしたいと思っておりますので、よろしく御審議をさせていただきますようお願いしておきます。

(椎木伸一理事長)

冒頭申し上げましたとおり、議決前であるということは認識しておりますけれども、あくまで議決については2日目の予定ということでありまして、構成市町の議会の議決後となるので問題はないというふうに考えておりますし、地方自治法の中にもですね、構成市町の議決を経なければ提案することはできないという旨はないので違法性もないというふうに考えておりますし、関係の所に照会しましても問題なしというような回答をいただいているところであります。

(木下孝行議長)

ほかに質疑ありませんか。

(中嶋 敏子議員)

3点ほどお尋ねいたします。まず1つは新焼却施設の供用開始時のですねごみの計画目標量の達成状況と、令和3年度の取組についてはごみ調査員ですかね、3人雇用するんだと会計年度任用職員としてですね、というふうに提案されましたけども、このごみ調査員の業務と言いますか、そういうことをすることでこの減量目標に到達する取組としては継続されるのかをですね、その中身などについてもお尋ねします。

もう1つはですね、予算書の19ページのところで出されております、環境センターの予算の部分ですけども、運転管理業務費がですね、この予算書で見ますと、令和2年度までは年間6,630万円かとふうに思いますが、3年度についてこの委託料を計算しますと、1億9,069万6,000円なるのかなとふうに思うんですけども、これだけ増えた理由というか、根拠は何なのかお尋ねします。

もう1つは売電収入というのが11ページに載ってきますけども、売電収入等ということで、この売電収入そのものはいくらなのか分かったら教えてください。

(柿木事務局長)

4点ほど質問をいただきました。まず、ごみの状況でございます。令和2年度、令和3年2月末におきまして、可燃ごみは対前年比約500トンの減でございます。ただ、コロナ禍にございまして巣ごもりや事業所のお休み等もありまして、単純に比較はできませんが、2月末現在では可燃ごみは対前年同月比500トンの減と、ただ、中嶋議員の御案内のとおり計画目標には遠く及ばないものでございます。

また、2問目のごみ調査員の用務でございます。現在職員により1業者1台程度、年間では20台程度の事業系ごみの調査を行っておりますが、依然として事業系ごみが多い傾向にございます。計画としましては6月頃までには3名を雇用しまして、搬入された事業系ごみを1週間に4台程度、年間160台程度の展開調査を考えております。業務の中身としましては、内容物の確認、割合等を分析し、実態把握をし、排出事業者及び収集事業者へのごみ減量化適正処理を啓発指導していきたいと考えております。

3番目の運転管理業務の増の要因でございます。新施設はごみを焼却する際の排熱を利用したボイラー発電設備を有する施設でございます。ごみ処理に加え発電に関する高度な知識及び技術を必要とされ、また土日も休まず24時間連続して運転することから、現在の環境センターの13人体制から26人体制へと大幅な増員ということが増額の主な要因と考えております。

最後に売電でございます。新しい施設の蒸気発電設備は最大990キロワットを発電する能力を持ち合わせております。発電した電力は基本的には施設内での電力として使用しますが、余剰電力は売却をするということで、その見込みとしましてはプラントメーカーの試算から年間106万キロワット、売電単価は1キロワット7円で予算計上し、746万円ほどを予算計上しているところでございます。

(木下孝行議長)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております令和3年度北薩広域行政事務組合予算につきましては、総務委員会に付託します。

《散 会》

(木下孝行議長)

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会します。第2日の会議は、3月30日に開きます。

お疲れさまでした。

午前10時49分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

令和3年北薩広域行政事務組合議会第1回定例会会議録第2号

令和3年3月30日（火曜日）

会議の場所 環境センター（3階大会議室）

出席議員 10名

1 番	川 上 洋 一 議員
2 番	上須田 清 議員
3 番	池 田 安 彦 議員
4 番	竹 原 信 一 議員
5 番	北御門 伸 彦 議員
6 番	二階堂 猛 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	道 上 正 己 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 椎 木 伸 一

副理事長 西 平 良 将
理 事 川 添 健

議会事務

書記長 畠 山 義 昭
次長 華 野 順 一

事務局

柿 木 彰	事務局長
松 崎 浩 幸	総務課長
桐 原 祐 吉	施設管理課長
濱 畑 信 一	総務課主幹兼庶務係長（議会事務併任）
松 本 修 一	総務課介護認定審査係長
竹 林 純 哉	施設管理課環境センター管理係長
中 川 淳 一	施設管理課主幹兼リサイクルセンター管理係長
西 田 清 一	施設管理課主幹兼衛生センター管理係長
西 村 典 剛	総務課施設整備係主査（議会事務併任）

付議した事件

- 議案第 1 号 令和 2 年度北薩広域行政事務組合補正予算（第 4 号）（総務委員長報告）
- 議案第 2 号 令和 3 年度北薩広域行政事務組合予算（総務委員長報告）

午前10時00分 開 会

《開 議》

(木下孝行議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員10名であり、定足数に達しております。

これより、令和3年北薩広域行政事務組合議会第1回定例会第2日の会議を開きます。

《議事日程の報告》

(木下孝行議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めました。

《議 事》

(木下孝行議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第1 議案第2号 上程》

(木下孝行議長)

日程第1、議案第1号、令和2年度北薩広域行政事務組合補正予算（第4号）を議題とします。

ここで、総務委員長の報告を求めます。

(竹原信一議員【総務委員会委員長】)

議案第1号令和2年度補正予算（第4号）について報告します。

質疑は予算書の継続費を分かりやすく表現できないかとの問いに、予算書様式は地方自治法施行規則等で定められているので翌年度の精算報告の際に分かりやすく資料を提示したいとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果は全員が賛成でした。

(木下孝行議長)

これより、総務委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これから、議案第1号、令和2年度北薩広域行政事務組合補正予算（第4号）を採決します。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

（木下孝行議長）

御異議なしと、認めます。

よって本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

《日程第4 議案第2号 上程》

（木下孝行議長）

日程第2、議案第2号、令和3年度北薩広域行政事務組合予算を議題とします。

ここで、総務委員長の報告を求めます。

（竹原信一議員【総務委員会委員長】）

議案第2号令和3年度予算について報告します。

質疑の内容は、まず計画処理量について、答弁によると令和2年度の可燃ごみ計画目標は21,412トン、実績は2月末の時点で21,622トンでした。3月分を比例加算すると推定実績は23,587トンとなります。これは令和2年度目標を2,175トン、率にして約10パーセントオーバーします。答弁によると、新施設計画は1日処理能力を88トン、年に280日の運転で24,640トンである、とのことでした。これは令和2年度推定実績、23,587トンよりも率にして約5パーセント多い値です。

次に委託費について、要員13人が26人になり、今までの委託費6,600万が1億9,000万円に増えることについて、答弁はボイラー発電機システムの売電収入見込みが約750万円、加えて約3,500万円、電気代、光熱費も減る。燃料費は3,000万円程減ると見込んでいるとのことでした。これら減額分合計は約7,250万円となります。1億2,400万円の委託費増額から売電収入見込み、光熱費減少見込みを差し引くと5,150万円になり、これは従来の委託費6,600万円よりも1,450万円安いという計算です。

次にごみ調査員3人の業務内容について、答弁は6月までに会計年度任用職員3名を採用して、事業所ごみの分別を推進することでごみの減量化を図る。年間160台の展開調査で実態を把握し、衛生部会等で協議していきたい、ということでした。

質疑のあと中嶋議員からごみ発電は採算が取れず、長年に渡って構成自治体の財政を圧迫する要因になり、許しがたい。ごみ減量の取組も不十分である。ごみの持込量は、水俣市のトン当たり1万円からすると、まだ4割引きで今後の見直しが必要である。との反対討論がありました。

採決は賛成多数でした。報告を終わります。

（木下孝行議長）

これから、総務委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。
討論を許します。

(中嶋敏子議員)

ただいま提案されております、議案第2号令和3年度北薩広域行政事務組合予算に問題点を指摘して反対いたします。

新焼却処理施設整備事業は完了し、この4月から供用開始されます。本定例会に補正予算(第4号)で事業費の確定見込みによる調整として1億180万5,000円の減額補正が提案され、これにより当初の総事業費96億4,100万円は95億3,919万5,000円になることが示されています。私は整備事業が計画された当初からごみ減量優先で身の丈に合った事業規模にということを主張してまいりました。これまでの60トン2炉が44トン2炉に縮小されましたが、その中には災害廃棄物処理対象の10トンが含まれ整備費を押し上げています。また国が補助率3分の1を2分の1に引き上げてごみ処理施設に発電施設の整備を誘導していることに関しては、ごみ処理施設の熱利用は温水や蒸気利用が最も熱効率が良いとされていることから、従来からの場内、敷地の場内の温水としての利用に留めるべきで、ごみからの発電は人口減の中、ごみ減量に逆行する邪道だ。ごみは不均質で特にごみの約3割ないし5割を占める生ごみの約8割は水分で燃やして電力を生み出すほどのカロリーはなく発電には不向き、整備費も、後の維持管理費も大きな負担増になることを指摘してきました。本予算案の衛生費で委託料として2億2,100万円が提案されています。当該年度以降の支出予定額とに令和3年度から7年度までの5年間の運転管理業務委託費9億5,348万円が示されていますが、年間1億9,069万6,000円の環境センター運転管理業務委託費がその大半を占めています。これまでの運転管理業務委託料、年間6,630万円の2.89倍、3倍近い負担増になっています。電気を回収してそれで賄えるんだという先ほどの説明もありましたけれども、電気回収としては非常に不安定だと思います。負担増の要因として付帯設備として電気回収設備を整備したことでボイラー・タービン主任技術者の配置が必要になったこと、これまでの週5日16時間稼働を連日24時間稼働にすることから従来の13人から26人体制になることが挙げられています。このランニングコストは今後長きに渡って構成市町の財政負担の要因になります。

広域行政と2市1町の構成自治体が共同で取り組むごみ減量は自らが決めた供用開始時の計画目標には達せず問題を残したままです。環境センターに持ち込まれるごみの約6割を占める出水市の令和元年度のリサイクル率10.95%は目標19.3%の5割台と低迷したままであります。環境センター使用料は当初の1,500円が3,000円に、そして今年度から6,000円に引き上げられ、私が当初から主張していたことが一点反映されたことは評価しますが、まだこれでも隣接する水俣市1万円の4割も安く、関連業者からは4割引きの価格は違法持ち込みを許す余地を残していると指摘する声も寄せられています。国は自治体に期待す

ることとして、市町村が決定する一般廃棄物の処理料金について、リサイクルの促進を踏まえた料金設定を行うことや、処理に係るコストの透明化を図ることなどを踏まえ処理費用を安く設定しないよう求めています。業者持ち込み料金を2万円にしている曾於市では業者ごみが非常に少ないことから、今回示された6,000円はまだ問題を残していることを指摘したいと思います。令和3年度は、ごみ調査員3人分の人件費が計上されていますが、事業所ごみ減量には構成自治体と共同して実効あるごみ減量対策が必要だと考えます。

電気回収率は当初だけで良しとする国の方針も環境省の予算取りに付き合わされているだけなのかと疑問に思ったりしますけれども、いずれにしても電気回収施設を整備したことがごみ減量に歯止めをかけることにならないよう主な問題点を指摘して令和3年度予算に対する反対討論といたします。以上です。

(木下孝行議長)

ほかにありませんか。

(竹原信一議員)

私も令和3年度予算に反対いたします。既に設置してしまったごみ発電は、使わざるを得ません。しかし、整備、補修、維持費などを考えれば、到底採算が取れるとは考えられない。

委員会の答弁にあった24時間運転による光熱水費削減3,000万円は、発電システムとは関係がなく、ごみ発電は結果的に計算上も約1,500万円の損失です。これから先は不効率な発電システムにお金をかけない方法を模索していく必要があります。

それから私はごみ減量に反対です。子供の自殺者数が過去最高になりました。温暖化問題は過剰反応であり、お抱え学者やマスコミのでっち上げです。ロシア大統領は温暖化を望ましいと発言しております。マスコミや国連は、地球温暖化が怪しくなったので、気候変動と言葉を変えています。人口を減らしながら何兆円も二酸化炭素削減に投入するのは日本だけです。化石燃料は何万年も余裕があることは既に判明しております。人が増え活動すれば、ごみは増える、ごみ削減は社会を衰退させます。子供たちの希望を奪ってまでやることはありません。私たちは社会の繁栄を追求すべきです。

(木下孝行議長)

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本件は、委員の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(賛成者起立)

(木下孝行議長)

起立多数です。よって本件は、委員の報告のとおり可決されました。

《閉 会》

(木下孝行議長)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議を閉じ、これをもって、令和3年北薩広域行政事務組合議会第1回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時15分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

